

支 部 ニ ュ ー ス

VOL.14

租税訴訟学会 中四国支部
発行人 支部長 鳴戸大二
編集責任者 山田毅美

雲海に浮かぶ 備中松山城



(https://www.jalan.net/kankou/spt_33209af2120008912/より転載)

巻 頭 言 島根大学 法文学部 准教授 谷口 智紀

平成30年 夏期岡山研修会報告

研修計画

事務局報告

編集部より

巻 頭 言



島根大学 法文学部 准教授

谷 口 智 紀

平成 30 年 7 月豪雨におきまして、お亡くなりになられた方々にお悔みを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一刻も早い復旧、復興がなされますことを切に願っております。

私は島根大学に着任し 7 年目となります。学部の専門ゼミナールから大学院博士後期課程修了まで増田英敏専修大学法学部教授に直接ご指導いただきました。研究者を目指して大学の研究室で日々、外国書と格闘していた当時が思い出されます。

増田先生には、博士論文の研究テーマである知的財産権の課税問題の研究だけではなく、判例研究を通してリーガルマインドとは何かをご指導いただきました。判例研究に必要な視点が租税法の基本原則である租税法律主義と租税公平主義であること、そして、租税法の解釈・適用を在り方も両基本原則の視点から考察するにおいて、実務に直結する要件事実論が有用であることを学ぶことができました。

判例研究において重要な点は、裁判の勝敗という結果だけではなく、裁判官の法的判断の構造を理解するよう努めることにあることを学びました。裁判官はいかなる証拠により事実を認定したか、要件事実は何か、立証責任の所在といった「裁判官のものの考え方」、いわゆるリーガルマインドを実務、とりわけ税務調査に活かすべきであることを学びました。

租税法を学ぶとは、リーガルマインドを身につけることであり、判例研究はそのためのトレーニングです。納税者と租税行政庁との紛争の最終的な解決の場である裁判において判断を下す裁判官のものの考え方＝リーガルマインドを習得することは、実務に携わる者にとって必要不可欠なスキルであると確信します。特殊な能力ではなく、租税法専門家であれば誰もが身につけられるものです。税理士実務（税務調査）に有用なスキルを身につけようではありませんか。

租税訴訟学会、そして同学会中四国支部は研修会や研究会を定期的に行い、研鑽の場を提供しています。先日、岡山で開催された当支部の夏季研修会の会場では、これまでの資料等が低価格で販売されていましたが、これらは、当学会が生み出してきたリーガルマインドを身につけるためのツール、宝の山です。

当学会の設立趣旨にある「納税者の権利を司法手続きによって実現させる」ために、私も会員の一人として活動を続けてまいります。今後ともご指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

平成 30 年 夏期岡山研修会報告

日時 : 平成 30 年 7 月 28 日(土) 13:30 ~ 17:00

場所 : 岡山県税理士会館



第 1 部 テーマ

「新しい審判手続きの使い方」

～ 改正国税通則法における審理手続きの経験を踏まえて～

弁護士 山田 純也 先生

山田純也先生は、平成 20 年 12 月に広島弁護士会に弁護士登録をされた後、平成 25 年 7 月から平成 29 年 7 月までの 4 年間にわたり、特定任期付職員として、大阪国税不服審判所および同京都支所におきまして、国税不服審判官として配属された経験をお持ちです。現在は大阪弁護士会に所属し、企業内弁護士として活躍をされています。

本研修会では、審判所での 4 年間の実務経験に基づき、平成 28 年度改正国税通則法の概要および審判手続きの運用実態につき、説明をしていただきました。

昭和 37 年制定の行政不服審査法は不服審査手続として時代遅れになってきたことに伴い、平成 26 年 6 月に全面改正(平成 28 年 4 月 1 日施行)されました。同時に、租税に関する特別法である国税通則法も改正されました。改正点のうち、対審制の一部導入、審理手続の計画的遂行と終結手続、質問権の創設、謄写権の創設、審理終結手続と以降の手続の制限 とくに、につき実務上の扱いにつき詳細な解説をしていただきました。

国税不服審判所は国家行政組織法 8 条の 3 に定めるところの「特別の機関」ではありますが、あくまで税務行政庁内部における第三者機関にすぎません。審判官が国税庁側の職員であったため、果たして「公正」「中立」と言えるのかについては批判されていた点です。それが平成 23 年度税制改正により、民間登用の拡大方針が示され、少なからぬ税理士や弁護士の先生方が「特定任期付職員」として登用されるようになりました。これは、課税庁側にとっても、納税者側にとっても「新風を送る」というべき望ましい改正だと思います。

不服申立前置が採られている税務訴訟における国税不服審判所の役割は大きいと言えます。その審判所での経験を活かし、山田先生には、今後は納税者側の代理人として、税務争訟の理論的・実務的發展に寄与していただきたいと祈念しています。



(愛媛大学教授 兼平 裕子 会員)

第2部 テーマ



「役員退職金の意義 過大役員退職給与について」

講師 税理士 藤曲 武美 先生

平成30年7月28日 租税訴訟学会中四国支部の研修会が 岡山で開催されました。

この3週間前に「平成30年7月豪雨」があり、残念ながら、研修会参加を断念された会員もいらっしゃいました。自宅や事務所が被災された会員や、通行止めなどで、通常の業務ができない会員もいらっしゃいます。早期の回復を願っています。

さて、講演では 2つの裁判例を取り上げていただきました。

分掌変更による役員退職給与について、分割払いのうち、未払分は損金算入できないとした更正処分が取り消された事例

平均功績倍率の適用に当たっては、平均功績倍率の1.5倍までは認容されると判断した事例

これらの事例について、税理士である私の感想をまとめてみました。

最初の事例について 法人が適正な手続きを経て、確定させた債務を、通達で否認できるのだろうか。さらに、分割払いは、認められることは明らかとなったが、それでは、期末に一部を支給し、翌期首に当該役員から借入をしたとき、実質は未払であるとして、法基通9-3-32 ただし書きで 否認するだろうか。

この事例とは関係ないが、法基通9-3-32 のかっこ書きが常に気になっている。つまり、「実質的にその法人の経営上の主要な地位を占めていると認められる者」である。オーナー企業の前代表者(分掌変更で退職したとみなされる者)は 本当に「退職」しているのだろうか。いつまでも 会社経営に影響を与え続けているのではないだろうか。

次の事例の功績倍率について、裁判官の苦肉の策には拍手を贈りたい。功績倍率方式に一定の合理性があり、これに変わる方式が見いだせない現状では やむを得ないのだろうか。例えば、法人の業績や当該役員の生涯賃金を考慮要素に取り入れることはできないだろうか。

業績が良好であれば、退職給与は大きくなる。法人に利益を留保するために、役員が報酬を抑えれば、退職給与は小さくなり、反対に 法人税を抑えるように役員報酬を多めに支給すると 退職給与は大きくなる。

そこで、ある役員の月額報酬額について、他の役員が100万円でも問題ないと思っていても その役員が40万円と充分と判断し、40万円を月額報酬額にしたようなケースでは、

最終月額報酬額(40万円)に換えて、本来支給すべきであった月額報酬額=適正月額報酬額(100万円)で計算できないだろうか。事実認定の問題が生ずるので 難しいだろうか。

次回 12月1日 下関で お会いしましょう。



(税理士 建部 孝昭 会員)

研修計画

第14回総会並びに講演会、平成30年度夏期岡山研修と会員の方にはご参加いただき、ありがとうございます。

次回研修会は、下記のとおりとなりますので、日程確保の上、多数ご参加いただきますよう、宜しくお願い致します。

記



平成30年冬期 山口研修

1. 日 時 平成30年12月1日(土) 13:30~17:00

2. 場 所 海峡メッセ 下関

3. 研修内容 講 師 税理士 濱田 桂 先生

テ - マ 「消費税の本質と仕入税額控除方式としてのインボイス制度」
~ 制度導入の是非と実務対応 ~

講 師 税理士 守田 啓一 先生

テ - マ 「相続税取消判決を検証する」

以上

「中国税理士会税務研究所」のこと

中国税理士会は、平成28年8月に「税務研究所」の活動を開始し、本年5月『研究論文集』第1号を発刊、7月23日に研究発表会を行いました。私が初代税務研究所長に任命されたこともあり、学会員からその経緯などを報告してはどうかとのお話を頂きましたので、報告します。

税務研究所の研究員とし論文を書くということは、考えたこともないのに研究員に任命された人は、大変なことになったなと思ったことでしょう。

25名の研究員の内、7名が論文を書いてくれました。論文指導は、当学会員でもある広島修道大学 奥谷健教授にお願いし、厳しくも温かい指導のおかげで無事発刊にいたりました。

発表会は、180名の参加申し込みをいただき、発表者4名は3回(個別には2回)のリハーサルの成果で、スムーズに発表ができました。

研究員は、25名、副所長3名の所帯ですので、会議の後で「租税訴訟学会」への入会を勧め、多くの研究員に入会していただきました。租税訴訟学会の活動を知らない税理士も多いので、知っていただいたという面では一定の成果がありましたし、研修会にも参加していただき、裾野が少し広がったかなと思います。税務研究所と租税訴訟学会の双方へ参加いただければ相乗効果が出て、お互いにハッピーだと思います。

内々の事で恐縮ですが、「中国税理士会税務研究所」の論文集 他について報告させていただきました。

山田 毅美

事務局報告

1. 会員動向

職業別	H30/7
税理士	166
弁護士	53
公認会計士	2
教授	2
準教授	3
その他	5
合計	231

地域別	H30/7
広島	127
岡山	31
山口	17
鳥取	13
島根	9
愛媛	13
香川	11
徳島	5
高知	1
その他	4
合計	231

(平成30年7月現在)

2. 会費納入のお願い

平成30年度年会費(10,000円)の納入をお願いいたします。

振込口座： みずほ銀行 神谷町支店 普通 2762441
ゆうちょ銀行 記号番号 00170-4-465850
口座名義： 租税訴訟学会

年会費の一部は、研修会運営費用に充てております。
再度ご確認のうえ、納入をお願いいたします。

編集部より

7月豪雨災害は広島県・岡山県・愛媛県に特に大きな被害をもたらしました。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げますと共に、早い復旧を望んでいます。

私は岡山研修では、台風の影響で翌日のJR・代行バスともに運休という情報が入り、慌てて帰りました。(宿泊予定をキャンセルして)

そういう天候に恵まれない中でも、多くの会員の方に御参加いただき、研修会は無事終了しました。

次回は、12月1日(土)下関にて研修会を開催します。

日程確保の上、御参加ください。

山田 毅美